

史跡郡里廃寺跡保存活用計画書

美馬市教育委員会

序文

美馬市は、徳島県西部、吉野川中流域に位置する清らかな水と豊かな緑に恵まれ、多くの文化財が残る歴史情緒あふれるまちです。市域の中央を吉野川が貫流し、日本一の清流穴吹川や阿讃山脈、剣山など豊かな自然が存在しています。また、段の塚穴や郡里廃寺跡などの史跡をはじめ、長岡家住宅や三木家住宅などの建造物、別所の大クスや川井のエドヒガンなどの天然記念物、「うだつの町並み」で知られる美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区の重伝建地区など多くの文化財に恵まれております。平成17年3月1日に、脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村の3町1村が合併し誕生してから15年が経過し、よりいっそうの文化財保護の推進を目指しています。

郡里廃寺跡は昭和42年と昭和43年に行われた発掘調査により塔跡や金堂跡等が明らかとなり徳島県最古級の古代寺院であることが明らかとなりました。これらの調査成果をもとに学術的に高い評価を受け、昭和51年に国史跡に指定されました。その後、史跡整備事業が計画され、平成17年より発掘調査や公有地化が行われました。そして、平成30年にこれまでの発掘調査成果をまとめた発掘調査報告書を刊行しました。報告書の刊行を受け、今後の史跡整備事業にあたり、史跡の価値を損なうことなく後世に継承し、適切に保存活用していくために、令和元年度から「史跡郡里廃寺跡保存活用計画」の策定を進めてきました。この度、その計画がまとまり、今後はこの計画に基づき保存活用を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり御指導を賜りました文化庁、徳島県、並びに国指定史跡郡里廃寺跡整備検討委員会委員の皆様、郡里廃寺跡の調査から保存に深い御理解と御協力をいただいております地元関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

美馬市教育委員会
教育長 村岡 直美

例言

1. 本書は、徳島県美馬市美馬町字銀杏木・字願勝寺に所在する、史跡郡里廃寺跡の保存活用計画書である。
2. 史跡郡里廃寺跡の保存活用計画策定事業は、美馬市教育委員会が主体となり、令和元年度と令和2年度の2か年で実施した。その後、令和3年度に本史跡の管理団体に美馬市が指定されたことを受けて、記載内容の追記や一部修正を行っている。
3. 本事業の実施にあたっては、「国指定史跡郡里廃寺跡整備検討委員会」を開催したうえで専門的見地からの指導助言を受けた。
4. 本事業の事務は、美馬市教育委員会事務局 地域学習推進課が担当した。
5. 本書に掲載した地図の一部には、国土地理院発行の基盤地図情報及び地理院タイルを使用した。

目次

序文

例言

第1章 計画策定の目的…………… p 1

第1節 計画策定に至る経緯とその目的

第2節 計画の対象範囲と計画期間

(1) 計画の対象範囲

(2) 計画期間

第3節 整備検討委員会の設置と審議経過

(1) 整備検討委員会の設置

(2) 整備検討委員会の審議経過

(3) 令和元・2年の保存活用計画審議経過

第4節 上位・関連計画との関係

第2章 郡里廃寺跡をとりまく環境…………… p 13

第1節 位置

第2節 自然環境

(1) 地形・地質

(2) 気候

(3) 植生

第3節 歴史的環境

(1) 美馬市の歴史

(2) 美馬市の文化財

第4節 社会的環境

(1) 人口

(2) 交通

(3) 観光

(4) 産業

(5) 法的規制

第3章 郡里廃寺跡の概要…………… p 29

第1節 史跡の概要

第2節 発掘調査の経緯

第3節 指定の内容

(1) 史跡指定に至る経緯

(2) 指定告示

(3) 指定説明

第4節 管理団体の指定

第5節 指定地の状況	
(1) 土地利用	
(2) 土地所有	
第4章 史跡の本質的価値と構成要素	p 37
第1節 本質的価値	
第2節 構成要素	
(1) 本質的価値を構成する諸要素	
(2) 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
第5章 史跡の現状と課題	p 48
第1節 保存管理に関する現状と課題	
第2節 活用に関する現状と課題	
第3節 整備に関する現状と課題	
第4節 運営体制に関する現状と課題	
第6章 大綱・基本方針	p 51
第1節 大綱	
第2節 基本方針	
(1) 保存管理の基本方針	
(2) 活用の基本方針	
(3) 整備の基本方針	
(4) 運営体制の基本方針	
第7章 史跡の保存管理	p 53
第1節 方向性	
第2節 保存管理の方法	
(1) 地区区分	
(2) 保存管理の方法	
第3節 現状変更の取扱い基準	
(1) 基本的な考え方	
(2) 地区別現状変更の取扱い基準	
第4節 追加指定と公有化の方針	
第8章 史跡の活用	p 59
第1節 方向性	
第2節 活用の方法	
(1) 伝える：郡里廃寺跡や周辺文化財、寺町の歴史文化の情報発信	
(2) 学ぶ：郡里廃寺跡や周辺文化財、寺町の歴史文化を学べる機会の創出	
(3) 感じる：史跡の価値と魅力を感じ、楽しむことができる場所づくり	

第9章 史跡の整備	p 67
第1節 方向性	
第2節 整備の方法	
(1) 保存のための整備	
(2) 活用のための整備	
第10章 史跡の運営体制の整備	p 72
第1節 方向性	
第2節 運営体制の整備の方法	
(1) 庁内での連携	
(2) 関係者・機関との連携	
(3) 地域との連携	
第11章 施策の実施計画と経過観察	p 74
第1節 実施計画	
第2節 経過観察	
参考文献一覧	p 79